

感染防止宣言 ステッカー

SAKA

令和2年7月1日発行開始
詳細はホームページにて！

HP

大阪府 感染防止宣言ステッカー



感染防止宣言ステッカーとは▼▼▼

感染拡大防止の一層の推進と、府民の皆様への安心の提供のため、新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン（業種別ガイドライン）を遵守している事業者の皆様へ「感染防止宣言ステッカー」を発行します。

感染防止宣言ステッカーの発行手順※大阪府HP（専用フォーム）にて

▼ガイドラインを確認



- ・大阪府ホームページより内閣官房ホームページにアクセス
- ・該当する業種別ガイドラインを確認します

▼利用規約等に同意



- ・「感染防止宣言ステッカー」ページより登録フォームにアクセス
- ・利用規約等に同意いただきます

▼施設情報を入力



- ・業種、店舗種別、事業者名、施設（店舗）名、住所等を入力します

利用規約をご確認の上、以下の事項等に同意いただきます

1. ガイドラインの遵守
2. 登録店舗情報の公開について同意
3. 感染疑いのある従業員の積極的な受診
4. 大阪府や保健所の調査に協力
5. 大阪コロナ追跡システムの導入又は名簿作成に協力

入力した施設（店舗）名が印字されたステッカーが発行されます！！
（PDFデータで保存可能です）



登録が完了すると...

◆印刷のうえ、各店舗・施設の目立つ場所に掲示ください。

対象施設

- ガイドラインが策定されている施設。
- 特に、過去に全国でクラスターが発生した施設（ライブハウス・スポーツクラブ・カラオケ・接待を伴う飲食店）及び飲食店（居酒屋等）については、ステッカーの導入を強く推奨。

新型コロナウイルス感染拡大防止と府民への安心の提供のため、ぜひ「感染防止宣言ステッカー」の登録にご協力ください！